

○スポーツ少年団の活動基準について

秋田市スポーツ少年団本部
令和4年3月28日改正

スポーツ少年団とは、少年少女たちが自由時間にスポーツを中心としたグループ活動を行うことにより、心とからだの健康を保持し、体力の向上や社会性を身につけさせ、生涯にわたりスポーツを行う習慣を養うことが目的です。

このような目的で行われる、本市スポーツ少年団の活動が健全でゆとりあるものとするため、次の基準を設定するものです。

1. 参加できる大会（対外試合）の規模および回数については、次のとおりとする

規 模	回数	留 意 点	そ の 他
全 国	1	・スポーツ少年団本部、国、地方公共団体のいずれかの主催、またはこれらの団体と競技団体の共催であるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模、日程などが団員の心身の発達から見て無理がないようにすること。 ・本人の意思、健康および学業などを考慮すること。 ・参加の選択にあたっては、育成会長および校長と事前に十分な連絡をとること。 ・各大会や交流会の参加に要する経費負担が過重にならないようにすること。 ・団員の輸送については、安全に十分配慮すること。
東 北	2	・県の代表として選考された場合に参加すること。	
全 県	3	・スポーツ少年団本部、地方公共団体のいずれかの主催、またはこれらの団体と競技団体の共催であるもの。	
市内・他郡市	8	<ul style="list-style-type: none"> ・全市的なものについては、スポーツ少年団本部、秋田市のいずれかの主催、またはこれらの団体と競技団体との共催であるもの。 ・各団または親の会が主催する招待試合への参加については団員の負担を考慮し、年に4回以内とする。ただし、隣接団との練習試合は除く。 ・他郡市との交流も含む。 	

2. スポーツ少年団の活動時間および活動日等については、次のとおりとする。

活動時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1日2時間以内とする。午後7時前には完了し、帰宅させるものとする。 ・冬期間は、早く終わるようにする。
活動日	<ul style="list-style-type: none"> ・対外試合や練習試合を含み1週間に4日以内とする。 ・大会等のない土曜日は団員の自由な時間を保障するため午前中の団活動を禁止する。但し、運動適性テスト・入団式・卒団式に限り、実施可とする。 ・第3日曜日は団活動の休止日とする。 ・他の日曜日や祝日等に活動したときは、翌日からの学校生活に支障のないように、十分考慮して活動する。 ・次の行事に積極的に参加するため、それぞれに定める日は団活動を禁止する。 <ul style="list-style-type: none"> ①秋田市スポーツ少年団のつどい 6月第2土曜日 ②全市一斉スポレクデー 9月第2日曜日（当該地域のスポレクデー） ③<u>スポーツの日</u>「健康のつどい」 10月第2月曜日 ・上記①～③の行事以外にも、地域の行事、ボランティア活動に積極的に参加させるようにする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>団活動は20歳以上の登録指導者のもとで行う。ただし、スポーツ少年団の理念を学んだ役員・スタッフ（ガイドブック「スポーツ少年団とは」を熟読した方）が管理する場合は可とする。</u> ・活動種目は1種目に偏ることがなく、他の種目や自然に親しむ機会を積極的に取り入れ、幅広い活動を体験させるようにする。 ・勝利至上主義に陥り、一部団員の活動に偏ることなく、全団員に活動の喜びを体験させるようにする。 ・定期的に指導者と親の会（保護者）との話し合いの場を設け、常に意思の疎通を図り、団の円滑な運営と、団員の健全な育成に努めること。

附 則

1. 平成 3年 設定
1. 平成 9年 改正
1. 平成13年 改正
1. 平成15年7月 8日 改正
1. 平成21年3月11日 改正
1. 平成23年1月12日 一部改正
(1) 「ちびっこスポーツのつどい」を「秋田市スポーツ少年団のつどい」に変更
1. 平成25年3月12日 一部追加
(1) その他に、話し合いに関する一文を追加。
1. 平成27年3月17日 一部追加。
1. 令和2年3月11日 一部改正
(1) その他に、団活動について追加。
(2) 運動適性テストについて、削除。
1. 令和4年3月28日 一部改正
(1) 活動日の、③体育の日を、③スポーツの日に変更。
(2) その他に、団活動について追加。